

## 使用料規程 第1節演奏等（抜すい） 新旧対照表

今回届け出る規程	現行規程																																		
<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節 演奏等</p> <p>1~9 （略）</p> <p>10 歌唱教室における演奏等</p> <p>受講者に歌唱を教授することを<u>主たる事業とする</u>施設（以下「歌唱教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9及び11の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの使用料は、<u>次のいずれか</u>とする。</p> <p>① 1施設当たりの年額使用料は、次のア又はイのいずれかとする。</p> <p>ア 受講料収入算定基準額の2.5/100の額</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計</p> <p>(ア) 受講者1名につき750円</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者1名につき100円</p> <p>② 1施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">レッスン1回当たりの平均受講者数</th><th style="text-align: center;">月額使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5名まで</td><td style="text-align: center;">4,500円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">10名まで</td><td style="text-align: center;">9,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">30名まで</td><td style="text-align: center;">18,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">50名まで</td><td style="text-align: center;">27,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>レッスン1回当たりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、レッスン1回当たりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、レッスン1回当たりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。</p> <p>(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。</p> <p>① レッスン1回当たりの使用料は、受講者1名につき60円に当該レッスンの受講者数を乗じる方法により算出した額とする。</p> <p>ただし、1回のレッスンが60分を超える場合の使用料は、60分を超えるごとに、受講者1名につき60円を加算する。</p> <p>② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、利用時間5分までの使用料は、受講者1名につき30円に当該レッスンの受講者数を乗じる方法により算出した額とする。</p> <p>利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、受講者1名につき30円を加算する。</p>	レッスン1回当たりの平均受講者数	月額使用料	5名まで	4,500円	10名まで	9,000円	30名まで	18,000円	50名まで	27,000円	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節 演奏等</p> <p>1~9 （略）</p> <p>10 歌謡教室における演奏等</p> <p>受講者に歌唱を教授する<u>事業を行う</u>施設（以下「歌謡教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9及び11の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする。</p> <p>(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。</p> <p>① 1施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受講者数 月間受講料</th><th style="text-align: center;">30名まで</th><th style="text-align: center;">50名まで</th><th style="text-align: center;">75名まで</th><th style="text-align: center;">100名まで</th><th style="text-align: center;">150名まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,000円まで</td><td style="text-align: center;">6,000円</td><td style="text-align: center;">10,000円</td><td style="text-align: center;">15,000円</td><td style="text-align: center;">20,000円</td><td style="text-align: center;">30,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,000円まで</td><td style="text-align: center;">9,000円</td><td style="text-align: center;">15,000円</td><td style="text-align: center;">22,500円</td><td style="text-align: center;">30,000円</td><td style="text-align: center;">45,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円まで</td><td style="text-align: center;">12,000円</td><td style="text-align: center;">20,000円</td><td style="text-align: center;">30,000円</td><td style="text-align: center;">40,000円</td><td style="text-align: center;">60,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>月間受講料が8,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを超えるごとに、月間受講料が「8,000円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000円まで」の場合の金額の50/100の額を加算した額とする。</p> <p>受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。</p> <p>受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。</p> <p>② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。</p>	受講者数 月間受講料	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで	4,000円まで	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円	6,000円まで	9,000円	15,000円	22,500円	30,000円	45,000円	8,000円まで	12,000円	20,000円	30,000円	40,000円	60,000円
レッスン1回当たりの平均受講者数	月額使用料																																		
5名まで	4,500円																																		
10名まで	9,000円																																		
30名まで	18,000円																																		
50名まで	27,000円																																		
受講者数 月間受講料	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで																														
4,000円まで	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円																														
6,000円まで	9,000円	15,000円	22,500円	30,000円	45,000円																														
8,000円まで	12,000円	20,000円	30,000円	40,000円	60,000円																														

## 使用料規程 第1節演奏等(抜すい) 新旧対照表

今回届け出る規程	現行規程																								
(削除)	<p>(ア) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受講者数 講座 1回の受講料</th><th>30名まで</th><th>50名まで</th><th>75名まで</th><th>100名まで</th><th>150名まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円まで</td><td>150円</td><td>250円</td><td>370円</td><td>500円</td><td>750円</td></tr> <tr> <td>2,000円まで</td><td>300円</td><td>500円</td><td>750円</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>3,000円まで</td><td>450円</td><td>750円</td><td>1,120円</td><td>1,500円</td><td>2,250円</td></tr> </tbody> </table> <p>講座1回の受講料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、講座1回の受講料が「3,000円まで」の場合の金額に、講座1回の受講料が「1,000円まで」の場合の金額を加算した額とする。</p> <p>受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。</p> <p>受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。</p> <p>(イ) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。</p>	受講者数 講座 1回の受講料	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで	1,000円まで	150円	250円	370円	500円	750円	2,000円まで	300円	500円	750円	1,000円	1,500円	3,000円まで	450円	750円	1,120円	1,500円	2,250円
受講者数 講座 1回の受講料	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで																				
1,000円まで	150円	250円	370円	500円	750円																				
2,000円まで	300円	500円	750円	1,000円	1,500円																				
3,000円まで	450円	750円	1,120円	1,500円	2,250円																				
(歌唱教室における演奏等の備考)	(歌謡教室における演奏等の備考)																								
(削除)	(演奏等)																								
(年度区分)	(年度区分)																								
① (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。	① 演奏等とは、著作物を演奏、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。)又は伝達(第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。)することをいう。																								
(受講料)	(受講料)																								
② 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、 <u>レッスン</u> を受講するに当たり通常必要となる受講者1人当たりの料金(消費税額を含まないもの。)をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。	③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、 <u>講座</u> を受講するに当たり通常必要となる受講者1人当たりの料金(消費税額を含まないもの。)をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。																								
会費制等により <u>レッスン</u> ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。	会費制等により <u>講座</u> ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。																								
(受講料収入)	(受講料収入)																								
③ 受講料収入とは、 <u>レッスン</u> ごとの受講料の合計をいう。	④ 受講料収入とは、 <u>講座</u> ごとの受講料の合計をいう。																								
(受講料収入算定基準額)	(受講料収入算定基準額)																								
④ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した <u>レッスン</u> の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した <u>レッスン</u> が特定できない場合は、音楽を利用した全ての <u>レッスン</u> の受講料収入の合計額の50/100の額とする。	⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した <u>講座</u> の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した <u>講座</u> が特定できない場合は、音楽を利用した全ての <u>講座</u> の受講料収入の合計額の50/100の額とする。																								
(削除)	(月間受講料)																								
(削除)	⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる1講座1か月当たりの受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。)をいう。ただし、1回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4回の受講料を月間受講料とみなす。																								
(削除)	(講座1回の受講料)																								
	⑦ 講座1回の受講料とは、1回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有																								

## 使用料規程 第1節演奏等(抜すい) 新旧対照表

今回届け出る規程	現行規程								
(受講者数) <u>⑤ (1)①イの規定の受講者数は、年度内の算定基準月(年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の1か月間をいう。)における在籍人数とする。</u>	料と無料が混在する場合は、無料は含めない。)を開講回数で除して得た額とする。 (受講者数) <u>⑧ 受講者数とは、備考⑫を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をいう。</u>								
(中学生以下の受講者) <u>⑥ (1)①イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者をいう。</u>									
(使用料計算の特例) <u>⑦ (1)①の規定を適用する場合において、年度の途中に開業又は廃業するときの使用料は、利用状況等を参照して決定する。</u>									
(1曲1回ごとの使用料の特例) <u>⑧ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通算5分までの利用につき1回とみなす。</u>	(著作物1曲1回ごとの使用料) <u>⑨ 著作物1曲1回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの使用料をいう。</u> (使用料計算の特例) <u>⑩ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受講料収入算定基準額により算定する。</u> <u>⑪ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が1年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受講料収入算定基準額により算定する。</u> <u>⑫ (1)及び(2)にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの月額使用料は、次のとおりとすることができる。</u>								
(備考⑦に移行)									
(備考⑦に移行)									
((1)②に移行)									
(その他) <u>⑨ 歌唱教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。</u>	講座1回当たりの平均受講者数 月額使用料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5名まで</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>10名まで</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30名まで</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>50名まで</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>講座1回当たりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、講座1回当たりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、講座1回当たりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。</p> <p>(その他) <u>⑩ 歌謡教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。</u></p>	5名まで	4,500円	10名まで	9,000円	30名まで	18,000円	50名まで	27,000円
5名まで	4,500円								
10名まで	9,000円								
30名まで	18,000円								
50名まで	27,000円								
第2節～第18節 (略)	第2節～第18節 (略)								
附則 (実施の日) この使用料規程のうち、第2章第1節10歌唱教室における演奏等の規定については、2026年4月1日から実施する。									